

講習会開設規定

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p style="text-align: center;">第1章 Bライセンス講習会</p> <p>第1条～第3条 【略】</p> <p>第4条 開設申請の手続き</p> <p>1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の<u>申請方法により、J A F に申請すること。</u></p> <p>2. 【略】</p> <p>第5条～第9条 【略】</p> <p>第10条 主催者の報告義務</p> <p>1. 主催者は講習会終了後7日以内に、次の事項をJ A F 所定の<u>申請方法</u>により、J A F に報告しなければならない。</p> <p>1) ～4) 受講者名簿 【略】</p> <p>第11条～第12条 【略】</p> <p style="text-align: center;">第2章 Aライセンス講習会</p> <p>第13条～第15条 【略】</p> <p>第16条 開設申請の手続き</p> <p>1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の<u>申請方法</u>により、J A F <u>に</u>申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。</p> <p>2. 【略】</p> <p>第17条～第21条 【略】</p> <p>第22条 主催者の報告義務</p> <p>主催者は、講習会終了後7日以内に次の事項を<u>所定の申請方法</u>によりJ A F に報告しなければならない。</p> <p>1. ～4. 【略】</p> <p>第23条～第24条 【略】</p> <p style="text-align: center;">第3章 公認審判員講習会</p> <p>第25条～第27条 【略】</p> <p>第28条 開設申請の手続き</p> <p>1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の<u>申請方法により</u> J A F に申請し、あ</p>	<p style="text-align: center;">第1章 Bライセンス講習会</p> <p>第1条～第3条 【略】</p> <p>第4条 開設申請の手続き</p> <p>1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の<u>書式をもって、J A F 事務局に申請する</u>ものとする。</p> <p>2. 【略】</p> <p>第5条～第9条 【略】</p> <p>第10条 主催者の報告義務</p> <p>1. 主催者は講習会終了後7日以内に、次の事項をJ A F 所定の<u>書式</u>により、<u>講習会開設申請を提出した</u> J A F <u>事務所</u>に報告しなければならない。</p> <p>1) ～4) 受講者名簿 【略】</p> <p>第11条～第12条 【略】</p> <p style="text-align: center;">第2章 Aライセンス講習会</p> <p>第13条～第15条 【略】</p> <p>第16条 開設申請の手続き</p> <p>1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の<u>書式</u>をもってJ A F <u>事務局に</u>申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。</p> <p>2. 【略】</p> <p>第17条～第21条 【略】</p> <p>第22条 主催者の報告義務</p> <p>主催者は、講習会終了後7日以内に次の事項を<u>書面</u>によりJ A F <u>事務局</u>に報告しなければならない。</p> <p>1. ～4. 【略】</p> <p>第23条～第24条 【略】</p> <p style="text-align: center;">第3章 公認審判員講習会</p> <p>第25条～第27条 【略】</p> <p>第28条 開設申請の手続き</p> <p>1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の<u>書式をもって</u> J A F <u>事務局</u>に申請し、</p>

わけて講習内容および時間割を提出するものとする。

2. 【略】

第29条～第34条 【略】

第35条 主催者の報告義務

主催者は、講習会終了後7日以内に次の事項を所定の申請方法によりJAFに報告するものとする。

1. ～4. 【略】

第36条～第38条 【略】

第4章 国際ソーラーカーライセンス講習会

第39条～第40条 【略】

第41条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の申請方法によりJAFに申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。

2. 【略】

第42条～第47条 【略】

第48条 主催者の報告義務

主催者は、講習会終了後7日以内に次の事項を所定の申請方法によりJAFに報告しなければならない。

1. ～4. 【略】

第49条 【略】

第5章 本規定の施行

第50条 本規定の施行

本規定は、2025年4月1日より施行する。

以上

あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。

2. 【略】

第29条～第34条 【略】

第35条 主催者の報告義務

主催者は、講習会終了後7日以内に次の事項を書面によりJAF事務局に報告するものとする。

1. ～4. 【略】

第36条～第38条 【略】

第4章 国際ソーラーカーライセンス講習会

第39条～第40条 【略】

第41条 開設申請の手続き

1. 開設予定日の1ヵ月前までに所定の書式をもってJAF事務局に申請し、あわせて講習内容および時間割を提出するものとする。

2. 【略】

第42条～第47条 【略】

第48条 主催者の報告義務

主催者は、講習会終了後7日以内に次の事項を書面によりJAF事務局に報告しなければならない。

1. ～4. 【略】

第49条 【略】

第5章 本規定の施行

第50条 本規定の施行

本規定は、2023年4月1日より施行する。

以上